

地方財政の確保と充実を求める意見書（案）

和歌山県をはじめとする地方自治体は、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係費は今後も増大する見込みであり、さらに消費者物価指数の上昇率が41年ぶりの水準となり民間給与も上昇するなど、物価高騰や人件費の増大が見込まれることから、財政運営は非常に厳しい状況となっている。

また、社会情勢の大きな変化の中で、活力ある地域社会の実現に向け、積極的なDX・GXの推進、少子化対策の充実など、対応すべき行政課題が山積している状況である。

そのうえ、2023年6月豪雨等では、本県においても、河川氾濫による甚大な被害が発生するなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、河川やダムの浚渫による浸水被害への対策は急務となっているが、緊急浚渫推進事業債は2024年度で措置が終了する見込みである。

また、税源の偏在性については、是正措置が講じられてきたものの、本県の一人当たりの地方税収額は全国平均よりも低く、特に地方法人課税は、経済社会構造の変化や企業の組織形態の多様化が進む中で都市部に税収が集中している状況であり、安定的な財政運営を進めるためには、偏在性が小さく、安定的な税体系の構築を進めることが必要である。

このため、2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障費の継続的な増大に加えて賃金上昇や資材高騰による経費は近年に例のないペースで増大しているため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。その際、実態に即し、必要となる経費を適切に基準財政需要額に計上すること。
- 2 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 3 DXやGX、「こども未来戦略」に基づく少子化対策等の国と地方が一体となって取り組むべき行政課題への対応に必要な財源を確実に確保すること。
- 4 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 5 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能とな

ったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

- 6 特別交付税の配分にあたり、地域手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 7 緊急浚渫推進事業債について、2025年度以降も継続して事業が実施できるように措置すること。
- 8 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図り、地方税財源の充実強化を図ること。特に地方法人課税については、大企業の本社がある都市部などの一部の地域に過度に税収が集中しないよう、企業の事業活動の実態に即した仕組みとすること。
- 9 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月28日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄
(提出者)

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

内閣府特命担当大臣 (こども政策、少子化対策)

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）